



兵庫労働局発表
平成29年5月29日

担 当	兵庫労働局労働基準部監督課	
	課長	片野 圭介
	主任監察監督官	大野 孝典
	電話	078(367)9151
	FAX	078(367)9165

平成28年の定期監督等の概要を公表します

～ 定期監督等を実施した県内事業場のうち、約78%で法令違反 ～

兵庫労働局（局長 小林 健）では、このたび、管内の11労働基準監督署が平成28年に実施した定期監督等の概要について取りまとめましたので、公表します。

1 定期監督等[※]の実施状況（概要）（※別添1参照）

実施事業場数 4,922件、違反事業場数 3,814件、違反事業場の割合 77.5%

(1) 業種別の違反事業場の割合

（業種ごとの定期監督等実施数を母数とした違反事業場の割合の高い順）

- ① 第三次産業（接客娯楽業 87.8%、保健衛生業 85.1%、商業 82.1%等）
- ② 運輸交通業 79.9%
- ③ 建設業 75.7%
- ④ 製造業 74.0%

(2) 主要な違反事項

（定期監督等実施数4922件を母数とした違反事業場の割合の高い順）

・ 労働基準法関係違反事項

- ① 労働時間 24.2%
- ② 割増賃金 13.7%
- ③ 労働条件明示 11.3%
- ④ 就業規則 10.8%

・ 労働安全衛生法関係違反事項

- ① 安全基準 18.1%
- ② 健康診断 17.8%
- ③ 作業主任者 4.6%
- ④ 定期自主検査 4.3%

2 送検実績（概要）

送致件数 27件

《送検実績の内訳》

- ①死亡・重大災害 14件
- ②定期賃金の不払 4件
- ③労働時間 3件
- ④労災かくし 3件
- ⑤その他 3件

《概要》

兵庫労働局及び管下 11 労働基準監督署は、長時間労働の抑制対策、過重労働による健康障害防止対策、法定労働条件の履行確保対策、労働災害の防止対策を推進するために、上記のとおり、4,922 事業場に対して定期監督等を実施し、そのうち 3,814 事業場(77.5%)で法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

また、接客娯楽業、保健衛生業、商業などの第三次産業については、転倒、交通事故、腰痛災害を防止するため、定期監督等の実施時に、「転倒災害防止対策の推進通達」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、労働災害の防止を指導しました。

《今後の対策》

平成 29 年度は、「過労死等ゼロ」緊急対策等を受けて、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を最重点課題として、時間外・休日労働時間数が 1 ヶ月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場に対し引き続き監督指導を行います。

また、兵庫県内の労働災害発生状況を踏まえ、労働災害防止対策を推進するため、建設業及び製造業を重点に監督指導を実施します。

接客娯楽業、保健衛生業、商業などの第三次産業についても、引き続き、定期監督等の実施時に、「転倒災害防止対策の推進通達」等に基づく指導を行い、転倒、交通事故、腰痛災害の減少を図ることとしています。

なお、重篤な労働災害を発生させた事業場、恒常的な長時間労働を行わせている事業場、同様の労働関係法規の違反を繰り返す事業場に対しては、積極的かつ厳正に司法処分※に付することとしています。(※別添 2 参照)

(別添資料)

別添 1 : 用語等の解説

別添 2 : 定期監督の実施状況等 (詳細版)

用語等の解説

【「定期監督等」とは】

- ・「定期監督等」は、「定期監督」、「災害時監督」、「災害調査」からなります。
- ・「定期監督」は、過去の監督指導結果、各種の情報を契機として、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているかなどを確認するため、労働基準監督官が事業場に対し実施する立入検査のことをいいます。
- ・「災害時監督」「災害調査」は、労働災害報告や死亡災害等重篤災害の発生を契機として監督指導を実施するもので、同種災害発生の防止に向け、職場の機械や設備が安全基準を満たしているかなどを確認するため、労働基準監督官が事業場に対し実施する立入検査のことをいいます。

【労働基準監督官の権限と、処分の内容について】

- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立入り、事情聴取や帳簿関係書類の検査などの権限が与えられています。また、事業場の現状を的確に把握するため、定期監督等は、原則として予告することなく実施しています。
- ・定期監督等の結果、法令違反が認められた場合には、その是正を図るよう、「是正勧告書」による行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については「使用停止命令」等の行政処分を行うこともあります。
また、法令違反がない場合であっても、労働災害防止のために策定された指針、ガイドライン等に基づき、労働災害防止に向けたさらなる改善を図るよう、「指導票」による行政指導も行います。

（労働災害防止のために策定された指針・ガイドライン（一例））

転倒災害防止対策の推進通達（平成 27 年 1 月 20 日付け）

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 25 年 5 月 28 日付け）

職場における腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け）

【「司法処分」とは】

- ・労働基準法関係法令で、労働基準監督官には司法警察官の職務が規定されています。これに基づき、重篤な労働災害を発生させた事業場、恒常的な長時間労働を行わせている事業場、同様の労働関係法規の違反を繰り返す事業場に対して、労働基準監督官は司法警察官の職務を行使し、検察庁への書類送検等を行います。これを「司法処分」といいます。

定期監督の実施状況等（詳細版）

（注意事項）

- ・ 業種別の詳細、経年変化など、さらに詳細なものを、添付資料にもお示ししています。
- ・ 1（2）については、同一事業場に、複数の労働基準法関係又は労働安全衛生法関係の違反がある場合があります。

1 定期監督等の実施状況

（1）業種別の内訳

ア 実施件数、実施率

（別添表 3 定期監督等実施数 4922 件を母数とした割合）

製造業	1,320 件	26.8%
建設業	1,443 件	29.3%
運輸交通業	239 件	4.9%
商業	580 件	11.8%
保健衛生業	449 件	9.1%
接客娯楽業	311 件	6.3%
その他の業種	580 件	11.8%
計	4,922 件	100.0%

イ 違反事業場の割合

（別添表 3 業種ごとの定期監督等実施数を母数とした割合の高い順）

接客娯楽業	87.8%	} 第三次産業
保健衛生業	85.1%	
商業（卸売業、小売業等）	82.1%	
教育研究業	80.8%	
金融広告業	80.0%	
運輸交通業	79.9%	
建設業	75.7%	
製造業	74.0%	

（2）主要な違反事項

ア 一般労働条件関係

（別添表 1 定期監督等実施数 4922 件を母数とした割合の高い順）

- ・ 労働時間に関する違反（労基法 32 条他違反） 1,192 件（24.2%）
- ・ 割増賃金に関する違反（労基法 37 条違反） 674 件（13.7%）
- ・ 労働条件の明示に関する違反（労基法 15 条違反） 555 件（11.3%）
- ・ 就業規則の作成等に関する違反（労基法 89 条違反） 532 件（10.8%）

イ 安全衛生関係

(別添表2 定期監督等実施数 4922 件を母数とした割合の高い順)

・機械・設備等の危険防止措置に関する

安全基準に係る違反(法第20条～第25条) 893件(18.1%)

【業種別の安全基準に係る違反状況】

(業種ごとの定期監督等実施数を母数とした割合)

製造業 256件/違反事業場の割合 19.4%

建設業 574件/違反事業場の割合 39.8%

・健康診断に係る違反(法第66条)

874件(17.8%)

【業種別の健康診断に係る違反状況】

(業種ごとの定期監督等実施数を母数とした割合)

製造業 236件/違反事業場の割合 17.9%

運輸交通業 71件/違反事業場の割合 29.7%

商業 160件/違反事業場の割合 27.6%

教育研究業 36件/違反事業場の割合 34.6%

保健衛生業 130件/違反事業場の割合 29.0%

接客娯楽業 95件/違反事業場の割合 30.5%

・作業主任者の選任等に係る違反(法第14条)

225件(4.6%)

・定期自主検査に係る違反(法第45条)

212件(4.3%)

2 送検実績

(1) 労働基準法等違反被疑事件

賃金(定期賃金不払等) 4件

労働時間 3件

死亡・重大災害等 1件

その他の労働基準法違反 1件

計 9件

(2) 労働安全衛生法等違反被疑事件

死亡・重大災害等 13件

労災かくし 3件

その他の労働安全衛生法違反 2件

計 18件

表1 平成28年定期監督等における違反件数・違反事業場の割合（内訳）

《労働基準法等違反》

◎ 業種別主要条文の違反件数

	実施件数	違反件数				
		労働基準法				最低賃金法 (最賃効力)
		労働条件明示	労働時間	割増賃金	就業規則	
製造業	1,320	148	395	185	111	39
建設業	1,443	19	39	17	9	2
運輸交通業	239	47	106	38	47	5
貨物取扱業	43	4	18	3	6	0
商業	580	119	203	134	128	26
金融広告業	70	5	11	15	1	0
教育・研究業	104	17	34	19	18	1
保健衛生業	449	74	146	104	101	23
接客娯楽業	311	78	126	91	65	18
清掃・と畜業	66	9	18	10	11	0
上記以外	297	35	96	58	35	8
合計	4922	555	1192	674	532	122

◎ 業種別主要条文の違反事業場の割合

	実施件数	違反事業場の割合				
		労働基準法				最低賃金法 (最賃効力)
		労働条件明示	労働時間	割増賃金	就業規則	
製造業	1,320	11.2%	29.9%	14.0%	8.4%	3.0%
建設業	1,443	1.3%	2.7%	1.2%	0.6%	0.1%
運輸交通業	239	19.7%	44.4%	15.9%	19.7%	2.1%
貨物取扱業	43	9.3%	41.9%	7.0%	14.0%	0.0%
商業	580	20.5%	35.0%	23.1%	22.1%	4.5%
金融広告業	70	7.1%	15.7%	21.4%	1.4%	0.0%
教育・研究業	104	16.3%	32.7%	18.3%	17.3%	1.0%
保健衛生業	449	16.5%	32.5%	23.2%	22.5%	5.1%
接客娯楽業	311	25.1%	40.5%	29.3%	20.9%	5.8%
清掃・と畜業	66	13.6%	27.3%	15.2%	16.7%	0.0%
上記以外	297	11.8%	32.3%	19.5%	11.8%	2.7%
合計	4922	11.3%	24.2%	13.7%	10.8%	2.5%

※ 上記「違反件数」欄の「最低賃金法(最賃効力)」は、兵庫県最低賃金額（平成28年1月1日～同年9月30日：794円、平成28年10月1日～同年12月31日：819円）以上の賃金を、最低賃金の適用を受ける労働者に対して支払っていないもの。

表2 《労働安全衛生法等違反》

◎ 業種別主要条文の違反件数

	実施件数	違反件数			
		作業主任者	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	1,320	121	256	162	236
建設業	1,443	100	574	26	44
運輸交通業	239	0	6	9	71
貨物取扱業	43	2	5	0	8
商業	580	0	25	3	160
金融広告業	70	0	0	0	5
教育・研究業	104	0	1	1	36
保健衛生業	449	1	1	0	130
接客娯楽業	311	0	8	3	95
清掃・と畜業	66	0	9	2	12
上記以外	297	1	8	6	77
合計	4922	225	893	212	874

◎ 業種別主要条文の違反事業場の割合

	実施件数	違反事業場の割合			
		作業主任者	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	1,320	9.2%	19.4%	12.3%	17.9%
建設業	1,443	6.9%	39.8%	1.8%	3.0%
運輸交通業	239	0.0%	2.5%	3.8%	29.7%
貨物取扱業	43	4.7%	11.6%	0.0%	18.6%
商業	580	0.0%	4.3%	0.5%	27.6%
金融広告業	70	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%
教育・研究業	104	0.0%	1.0%	1.0%	34.6%
保健衛生業	449	0.2%	0.2%	0.0%	29.0%
接客娯楽業	311	0.0%	2.6%	1.0%	30.5%
清掃・と畜業	66	0.0%	13.6%	3.0%	18.2%
上記以外	297	0.3%	2.7%	2.0%	25.9%
合計	4922	4.6%	18.1%	4.3%	17.8%

表3 過去5年間の定期監督等の推移

◎ 監督件数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
製造業	1,381	1,378	1,291	1,260	1,320
建設業	1,401	1,188	1,248	1,122	1,443
運輸交通業	287	247	188	152	239
貨物取扱業	26	50	30	45	43
商業	854	872	860	706	580
金融広告業	33	74	71	29	70
教育・研究業	48	122	69	80	104
保健衛生業	351	363	347	419	449
接客娯楽業	287	368	355	297	311
清掃・と畜業	38	84	59	41	66
上記以外	238	291	245	219	297
合計	4,944	5,037	4,763	4,370	4,922

◎ 違反事業場の割合の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
製造業	74.1%	73.9%	79.9%	75.9%	74.0%
建設業	71.7%	70.1%	69.0%	72.3%	75.7%
運輸交通業	79.1%	78.1%	87.2%	81.6%	79.9%
貨物取扱業	65.4%	62.0%	73.3%	64.4%	67.4%
商業	79.3%	80.2%	82.7%	80.6%	82.1%
金融広告業	66.7%	66.2%	83.1%	72.4%	80.0%
教育・研究業	79.2%	76.2%	76.8%	85.0%	80.8%
保健衛生業	77.8%	79.9%	86.5%	83.5%	85.1%
接客娯楽業	78.4%	85.1%	84.8%	85.5%	87.8%
清掃・と畜業	71.1%	82.1%	81.4%	63.4%	71.2%
上記以外	69.7%	72.7%	73.1%	70.2%	69.7%
合計	74.8%	75.3%	78.3%	76.9%	77.5%